

4. 規程の変更に関する事項

(1) 事業組織規程の一部変更

平成28年度事業計画の決定を受けて、事業終了に伴う組織の廃止を行うため、以下の通り平成28年4月16日の第44回理事会において規程の一部を変更し、同日から施行した。

【事業組織の削除】

第5条 (6)の「eラーニングによる教育支援の振興及び推進に関する事業を実施する「知の探求サイバー協同学習支援委員会」を削除した。

(2) ICT利用による教育改善研究発表に関する選考及び表彰規程の一部変更

1次選考、2次選考の方法を変更した内容について、平成28年10月8日の第47回理事会において同規程の第3条第3項、第4項を以下の通り変更し、同年8月9日から変更遡及を行い、同日から施行した。

[変更前]

(選考の方法)

第3条 研究発表の選考は、書類選考、1次選考、2次選考とする。

2 (略)

3 1次選考は、授賞選考委員会（以下、「選考委員会」という。）において、選考委員が分担して分野別の研究発表を精査し、第6条に規定する選考の基準に基づき、2次選考の対象となる研究発表を第5条第2項による議決により行う。

[変更後]

第3条 (略)

2 (略)

3 1次選考は、授賞選考委員会（以下、「選考委員会」という。）において、選考委員が分担して発表内容及び発表会論文を精査し、第6条に規定する選考の基準に基づき、2次選考の対象となる研究発表を第5条第2項による議決により行う。

[変更前]

4 2次選考は、選考委員会において、選考対象者から提出された論文原稿、1次選考の発表を収録したビデオ及び発表時の配付資料を精査し、第8条に規定する授賞の基準に基づき、第5条第3項による議決により行う。

[変更後]

4 2次選考は、選考委員会において、1次選考の発表を収録したビデオ及び発表会論文を精査し、第8条に規定する授賞の基準に基づき、第5条第3項による議決により行う。